

## はじめに

### 条例改正の経緯

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が、平成24年8月29日に成立、9月5日に公布され、政務調査費に関する規定の改正も行われた。これを受けて、本市議会では、平成24年12月議会において、「高槻市政務調査費の交付に関する条例」の一部改正を行った。

改正地方自治法では、第100条第14項において、名称を「政務調査費」から「政務活動費」に、交付目的を、「議員の調査研究に資するため必要な経費」から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならない、とされた。また、新たに改正法第100条第16項で、議長に、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることを課している。

そこで、今回の地方自治法の一部改正を受けての、本市議会の対応であるが、本市議会では、平成19年に「議会活動等検討会議」を設置し、政務調査費について、使途基準の厳格化や証拠書類の添付義務、議長の調査権など、透明性の確保について議論を重ね、平成19年の12月議会において、条例の全部改正（平成20年度政務調査費から適用）を行ったところであり、平成24年10月17日開催された議会運営委員会において、今回の条例改正では、政務活動費を充てることができる経費の範囲の見直しは行わないこととした。

今回の地方自治法の一部改正を受けての、本市条例の改正内容は以下のとおりである。

まず、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に改められたことに伴い、条例名及び該当条文の文言を整理、併せて、その他例規としての体裁を整えるため、いくつかの文言の整理を行った。

つぎに、政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない、との法改正を受けて、新たに、第5条の2の規定を設け、旧の条例施行規則の第7条に規定していた、別表「経費使途区分」を、そのまま、条例の別表とした。

つぎに、政務活動費の使途の透明性の確保については、旧条例第9条及び第10条において、会計帳簿、領収書等の証拠書類の議長への提出、及び、議長の調査権の規定を設けており、また、議会ホームページにおいて、「政務調査費の手引」及び「政務調査費収支報告書等」をすでに公開しており、政務活動費の使途

の透明性は十分に確保されているものと考えており、議長の調査権の条文は現行のままとした。

つぎに、附則の第 1 項で、本条例の施行日について、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する、旨を規定した。

なお、地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 25 年法律第 27 号）が平成 25 年 2 月 6 日に公布され、改正地方自治法の政務活動費に関する規定の施行期日は、平成 25 年 3 月 1 日とされた。

最後に、附則の第 2 項において、経過措置として、政務活動費の交付に関する条例の適用は、改正地方自治法の施行日以後に交付される政務活動費からとする条例適用の例外規定を設けた。

以上の経緯から、このたび、平成 20 年 3 月に発行した「政務調査費の手引」に修正を加え、議員各位の政務活動費の適正な執行と、円滑な事務処理に資するため、「政務活動費の手引」を発行した。